

広島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

広島県議会議長 中 本 隆 志

広島県議会規則第一号

広島県議会会議規則の一部を改正する規則

広島県議会会議規則（昭和三十四年五月十五日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。